

海岸法（抜粋）

（海岸協力団体の指定）

第二十三条の三 海岸管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる
と認められる法人その他これに準ずるものとして主務省令で定める団体を、その申請に
より、海岸協力団体として指定することができる。

2 海岸管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該海岸協力団体の名称、住所
及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 海岸協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あ
らかじめ、その旨を海岸管理者に届け出なければならない。

4 海岸管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示し
なければならない。

（海岸協力団体の業務）

第二十三条の四 海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海
岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行
うこと。

二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。

四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（監督等）

第二十三条の五 海岸管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保する
ため必要があると認めるときは、海岸協力団体に対し、その業務に関し報告をさせるこ
とができる。

2 海岸管理者は、海岸協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していな
いと認めるときは、海岸協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講
ずべきことを命ずることができる。

3 海岸管理者は、海岸協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を
取り消すことができる。

4 海岸管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければ
ならない。

（情報の提供等）

第二十三条の六 主務大臣又は海岸管理者は、海岸協力団体に対し、その業務の実施に関
し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

（海岸協力団体に対する許可の特例）

第二十三条の七 海岸協力団体が第二十三条の四各号に掲げる業務として行う主務省令で
定める行為についての第七条第一項及び第八条第一項の規定の適用については、海岸協
力団体と海岸管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可があつ
たものとみなす。

海岸法施行規則（抜粋）

（海岸協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第七条の三 第二十三条の三第一項の主務省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

（海岸協力団体の指定）

第七条の四 法第二十三条の三第一項の規定による指定は、法第二十三条の四各号に掲げる業務を行う海岸の区域を明らかにしてするものとする。

（海岸協力団体に対する許可の特例の対象となる行為）

第七条の五 法第二十三条の七の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該海岸協力団体はその業務を行う海岸の区域において行うものに限る。）とする。

一 法第七条第一項の規定による許可清掃その他の海岸保全施設等の維持又は海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な同項に規定する他の施設等の設置による海岸保全区域の占用

二 法第八条第一項（第一号を除く。）の規定による許可清掃その他の海岸保全施設等の維持又は海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な水面若しくは公共海岸の土地以外の土地における法第七条第一項に規定する他の施設等の新設若しくは改築又は土地の掘削、盛土、切土その他令第三条第一項に定める行為